

資料4

進捗確認表【基本目標1】印西市障がい者プラン(様式一部抜粋)

基本目標1 障がいのある人に対する支援体制の整備								
No.	施策名	担当課	事業概要と実施事業		令和4年度の評価			
			事業概要	具体的な事業名	(評価) 1:完了(100%) 2:概ね完了(80%) 3:進行中(50%) 4:あまり進行していない(20%) 5:事業実施していない	(評価時の現状) ⇒左記を選択した理由や事業に関する実施内容・実績等具体的な数値目標等があればご記入ください。		
施策1 理解を深める《周知啓発・福祉教育》								
取組1 理解の促進・啓発活動の充実								
①	市民に対する障がい福祉への理解促進	障がい福祉課	啓発冊子の配布・活用や、障がいのある人の活動等の紹介を行っています。また、障がいへの理解を深める講演会や精神障害理解促進講座、SST講座「こちらの整理術」の実施等を通じて、市民の障がい福祉への理解促進に努めています。					
②	社会福祉協議会の広報活動の充実	社会福祉協議会	「ふくし印西」や社会福祉協議会のホームページを活用して地域福祉に関する情報を探しています。「ふくし印西」は、新聞折込のほか、行政の出先機関窓口や福祉関係機関窓口に配付し、ホームページへの掲載も実施しています。また、視覚に障がいのある人に対して音訳したものを作成しCDへ録音し配付しています。					
③	障害者差別解消法・障害者虐待防止法の周知	障がい福祉課	2016(平成28)年4月1日からスタートした障害者差別解消法について、法律を理解するための啓発活動、合理的配慮事例等の情報収集や情報提供、既存の相談の活用・充実及び関係機関の連携強化等を図り、差別を解消するための支援に向けた取り組みを進めています。また、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支えあう「共生社会」の実現に努めています。 職員対応要領「障がいのある人への対応ガイドブック」を作成し、職員と障害者団体への配付を行っているほか、市役所職員や一般市民、事業所等を対象に障害者差別解消法の合理的配慮についての研修会を行っています。 また、障がいのある人に対する虐待を未然に防ぐため、ホームページによる障害者虐待防止法の周知及び関係事業所を集めた研修会等を実施しています。					
④	人権擁護の推進	市民活動推進課	市民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために、人権擁護委員の活動を支援し、人権擁護に関する啓発等を実施しています。					
取組2 福祉教育の推進								
①	小中学校における特別支援教育の推進	指導課	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育を推進しています。					
②	出前講座による福祉教育	生涯学習課	市民の健康・福祉への関心は極めて高いので、出前講座メニュー拡充のため関係課へ積極的に働きかけています。					
施策2 知る《情報》								
取組1 情報提供体制の充実								
①	「広報いんざい」の情報内容の充実	秘書広報課	障がい福祉の情報源として、障がいのある人にに関する制度や取り組み、相談会等の情報をわかりやすく表現する等、障がい福祉課と連携し「広報いんざい」の情報内容の充実を図っています。					
②	市ホームページの充実	秘書広報課	積極的な情報発信が行えるよう、職員に対しホームページ操作研修を実施し、掲載情報の充実に努めています。					
③	福祉サービスに関わる情報提供の充実	障がい福祉課	障がい福祉のしおりを作成し、指定障害福祉サービス、地域生活支援事業、及び市単独で実施する福祉サービス等の内容や、利用にあたっての手続き等について、積極的に情報提供を行っています。 また、精神保健福祉に関する窓口、制度、精神疾患に対する対応・予防や近隣の障害福祉事業所を記載したパンフレット「メンタルヘルスガイドブック」の発行や、乳幼児期から大人になるまでの相談機関、利用できる事業所等をまとめた「いんざい子どもサポートガイド」を発行しています。 その他、福祉サービスの内容や手続きについて、広報いんざい、市ホームページや窓口等で、障がい福祉のしおりを活用する等して積極的に情報提供を行っています。					
④	情報共有体制の強化	障がい福祉課	市及び関係機関、市内サービス事業者等の連携により、相談情報やサービス情報の一元管理を進めるとともに、関係機関による情報の共有を図り、必要な情報がどこでも入手できる体制を整備しています。 市関係各課や基幹相談支援センター等と相談業務について情報を共有し、連携を図っています。					
⑤	障害者団体やサービス事業者等による情報発信の支援	障がい福祉課	行政からの情報だけでなく、障害者団体の活動内容や市内サービス事業者のサービス内容等、必要に応じて情報発信ができるよう支援しています。 障害者団体の活動状況について、必要に応じ、市ホームページや広報いんざい等で情報提供を行っています。					

取組2 情報バリアフリーの推進						
①	市ホームページによる情報伝達手段の工夫	秘書広報課	ふりがな機能、文字の拡大や音声読み上げにより、高齢者や視覚に障がいのある人に配慮した情報提供に努めています。			
②	市立図書館の障がいに対応する資料の充実とそれにアクセスするための体制づくり	生涯学習課	図書館では、拡大読書機の設置等、障がいのある人に配慮した備品の貸出や大字本等の資料提供を行っています。また、障がいのある人に向けて、無料で資料の宅配や録音資料の郵送を行うとともに、窓口では筆談による対応や、館内で利用できる老眼鏡の貸し出しを行っています。			
施策3 相談する《相談》						
取組1 各種相談業務の充実						
①	市の相談業務の充実	障がい福祉課・社会福祉課	市が実施している各種相談業務の充実を図ることで、障がいのある人を含む市民への周知を図り、利用を促進します。 課内に精神保健福祉士、社会福祉士等の専門職を配置しています。 また、相談支援事業を基幹相談支援センターに委託し、24時間いつでも相談対応できる体制を整備しています。			
取組2 専門的な相談体制の充実						
①	相談機関の連携強化と情報の共有	障がい福祉課	関係機関(医療機関、地域包括支援センター、子ども発達センター、保健センター、教育委員会、社会福祉協議会、いんざいワーク・ライフソーポートセンター、相談支援事業所等)が連携を図り、障がいのある人に対する情報を共有することにより、各種ケースに応じた相談を受け付けています。			
②	市民相談の実施	市民活動推進課	日常生活における悩みや問題について、専門的な知識や経験を持つ相談員から、相談者が自ら解決するための助言及び他の相談機関の情報等を受ける機会を提供することを通じて市民生活の向上に資することを目的とし、市民相談を実施しています。			
施策4 育てる《福祉人材・地域活動、団体》						
取組1 NPO・ボランティア等の育成・支援						
①	ボランティア養成講座の開催	社会福祉協議会	音訳ボランティア養成講座、生活支援サークル養成講座、傾聴ボランティア養成講座、子ども夏休み体験講座等を開催し、様々なボランティアを養成しています。			
②	ボランティア情報の提供	社会福祉協議会	ボランティアセンターでは、ボランティア連絡協議会を構成する個人ボランティア・ボランティア団体に対して、ボランティア情報の提供やボランティアの交流支援に努めています。 また、ボランティア活動の啓発を目的とした「いんざい福祉まつり」を開催しています。			
③	ボランティア活動の支援	社会福祉協議会	ボランティアセンターでは、ボランティア登録の際にボランティア保険の掛金の一部を負担しています。また、登録団体に対し、千葉県地域ぐるみ福祉振興基金を財源にボランティアの活動助成を行っています。 個人ボランティア、団体で構成されるボランティア連絡協議会が実施する研修会、交流会等の活動に対し支援しています。 また、ボランティアの交流、活動の発表の場として「いんざい福祉まつり」を開催しています。			
④	市民活動の支援と情報提供	市民活動推進課	市民活動支援センターにおいて情報の収集・提供を行うとともに、協働事業の推進や、「公益信託まちづくりファンド」による資金面の支援により、市民活動を支援しています。			
⑤	NPO法人設立の支援	市民活動推進課	市民活動支援センターにおいて、相談の場や事務手続きのノウハウ等を提供することで、市内におけるNPO法人の設立に対して積極的な支援・調整を行っています。			
⑥	コミュニティセンターの利用促進	市民活動推進課	コミュニティ醸成事業の実施及び広報紙の発行・配布等を行い、コミュニティセンターの利用促進を図っています。			
取組2 福祉人材の育成・支援						
①	福祉人材の育成推進	障がい福祉課	事業所や先進自治体等からの情報収集を行い、人材確保状況の現状把握に努めています。 また、各事業所を対象とした研修会や手話通訳者の養成講座を実施し、福祉人材の育成・確保に努めています。			